議案第９７号

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

（趣旨）

第1条　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（第6条及び第7条において単に「会計年度任用職員」という。）に対する報酬、費用弁償、給料及び手当については、この条例の定めるところによる。

（報酬等）

第2条　地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下この条から第4条まで及び第7条において「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬及び期末手当を支給する。

2　報酬の額は、月額又は日額で定めるものとする。

3　報酬の額は、次項又は第5項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に久喜市一般職職員の給与に関する条例（平成22年久喜市条例第51号。以下この項及び次項並びに別表において「給与条例」という。）第9条の2第2項に定める割合を乗じて得た額（月額の報酬にあってはその額に100円未満、日額の報酬にあってはその額に10円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額）の合計額とする。

4　月額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38．75で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

5　日額の報酬を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の基本額は、勤務1日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7．75で除して得た数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額）を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

6　報酬の額は、第1号会計年度任用職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。

7　前5項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当、休日勤務手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を規則で定めるところにより支給する。

8　期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあっては、期末手当は支給しない。

（報酬の基本額の特例）

第3条　特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第1号会計年度任用職員であって規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項又は第5項の規定にかかわらず、規則で定める。

2　統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であって規則で定めるものに対する報酬の基本額は、前条第4項又は第5項及び前項の規定にかかわらず、規則で定める。

3　前2項で定めるものに対する報酬の基本額は、日額又は1勤務当たりで定めるものにあっては31,000円、月額で定めるものにあっては30,000円を超えない範囲内とする。

（費用弁償）

第4条　第1号会計年度任用職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復するとき及び職務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

2　費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して定める。

（給料等）

第5条　地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3項において「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当を支給する。

2　給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内において規則で定めるところにより決定する。

3　第2条第6項の規定は、第2号会計年度任用職員の給料の額の決定について準用する。

4　地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあっては、期末手当は支給しない。

（報酬、給料及び手当の減額）

第6条　会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の給与の減額の例に準じて、規則で定める。

（支給）

第7条　第1号会計年度任用職員の報酬の支給については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法による。

(1)　日額で定める報酬　月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した額を翌月の21日までに支給する。

(2)　月額で定める報酬　一般職の常勤職員の例による。

2　会計年度任用職員の費用弁償、給料及び手当（第2条第1項及び第5条第1項に規

定する手当に限る。)の支給については、前5条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。

(委任)

第8条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

職種	月額
久喜市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第53号)第2条で定める者が就く職	久喜市技能労務職員の給与に関する規則(平成22年久喜市規則第48号)別表第1技能労務職給料表に定める37号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級113号給の給料月額

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設された会計年度任用職員制度を導入することに伴い、この案を提出するものであります。